

『損害賠償請求訴訟』に備える！！

1. 訴訟の実態

(1) 税理士法人大平経営会計事務所が訴訟を起こされた事例

税務会計業務契約をしていた企業が倒産をした時に、倒産をした企業の株主（知らない第三者）から、弁護士を通じて損害賠償請求訴訟を起こされました。

訴訟理由は、《粉飾決算に対して妥当な指導助言をしていなかった》という理由です。

(2) 倒産した企業の取締役と監査役が訴訟を起こされた事例

倒産した企業の《取締役及び監査役》個人に対して、弁護士を通じて損害賠償請求訴訟が起されました。

主たる訴訟理由は、《粉飾決算をしていた》という理由です。

(3) 日本は訴訟大国の道を歩んでいます

訴訟対策をしないと、思わぬ大きな損失を蒙ることになります。



2. 対策の要点

(1) 倒産しない経営を行うこと

倒産した企業からは損失の回収ができないために、その企業の《取締役と監査役》個人に対して、損害賠償請求訴訟が起されます。

(2) 粉飾決算をしないこと

粉飾決算に対する責任追及は、《関与していた税理士》《倒産した企業の取締役及び監査役》に対して起されます。

粉飾した決算書で借入れをしていた場合には、『詐欺罪』で訴訟されるケースもあります。

3. 請求される損害賠償金額は『数千万円』単位

《貸倒れになった売掛金等》を請求されるからです。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL: (0532) 53-5333(代) FAX: (0532) 53-5118

[令和2年12月15日作成]

B2210